

令和3年3月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和3年3月26日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和3年3月26日 金曜日
II	場 所	教育センター 視聴覚ホール
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	14時28分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	岡田 新司
委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	宗広 則行
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	舘野 俊之
指導課教職員担当課長	小野 誠
指導課担当課長兼教育相談センター所長	中川 貴子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長	木舟 宏美
文化財保護課長	中野 達也
スポーツ推進課長	野口 美明

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	芦野 太朗

VIII 署名委員の指名

水沼委員

IX 会議に附した議案

- 議案第 7 号 令和3年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について
- 議案第 8 号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について
- 議案第 9 号 教育財産の用途廃止について
- 議案第 10号 春日部市教育委員会会議規則の一部改正について
- 議案第 11号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第 12号 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- 議案第 13号 春日部市教育委員会表彰規則及び春日部市就学支援委員会規則の一部改正について
- 議案第 14号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- 議案第 15号 春日部市教育委員会公印規程の一部改正について
- 議案第 16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱について
- 議案第 17号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員提案制度実施規程及び春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員安全衛生管理規程の一部改正について
- 議案第 18号 春日部市社会教育委員会議規則の一部改正について
- 議案第 19号 春日部市教育委員会職員の人事異動について
-
- 報告第 2 号 春日部市いじめ問題対策連絡協議会規則の一部改正について
- 報告第 3 号 春日部市立中学校等部活動指導員要綱の制定について
- 報告第 4 号 令和2年度活躍する春日部の子供たちについて
- 報告第 5 号 令和2年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について
- 報告第 6 号 令和3年度当初教職員の人事異動について
- 報告第 7 号 春日部市美術展覧会開催事業実施要綱の制定について
- 報告第 8 号 放課後子ども総合プラン春日部市行動計画報告書
(平成28年度～令和元年度)について
- 報告第 9 号 春日部市市史編集委員要綱の制定について
- 報告第 10号 春日部市文化財保存活用地域計画の策定について
- 報告第 11号 令和3年3月春日部市議会定例会について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第7号 令和3年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第7号、令和3年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育全般についての基本的な方針等をまとめた、令和3年度の基本方針・重点施策を定めたく提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして説明申し上げます。

別冊、令和3年度基本方針・重点施策をご覧ください。また、資料として、昨年度からの変更点をまとめた新旧対照表を添付いたしましたので、併せてご覧ください。

こちらにつきましては、2月定例教育委員会の勉強会にて皆様に素案をお示しいたしましたが、その後、委員の皆様からいただいたご意見を基に、各担当で最終確認を行っております。素案からの変更点につきましては、新旧対照表において色がついている箇所となります。

それでは、概要につきまして、説明いたします。

はじめに、1ページをご覧ください。1ページから3ページは、教育行政全体としての基本方針及び重点施策となっております。

次に、4ページから5ページは、教育委員会に関する委員会運営の目標及び委員会活動

の重点事項となっております。

6 ページ以降は、各課の目標、主な施策、主な事業の概要及び第2次総合振興計画前期基本計画の成果指標における目標となっております。

なお、こちらの令和3年度基本方針・重点施策につきましては、4月上旬に春日部市ホームページにて公開する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第7号 令和3年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第8号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第8号、春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和3年3月31日をもって現委員の任期が満了することに伴い、春日部市教育委員会事務評価委員会要綱第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、候補者でございますが、議案書3ページの候補者名簿をご覧ください。

1 番の金井俊二氏は、元春日部市立豊春小学校長です。

2 番の鈴木静江氏は、元春日部市生涯学習地域推進員です。

3 番の濱本一氏は、共栄大学教育学部教授です。

なお、3人とも、今年度も事務評価委員を務めていらっしゃる方で、いずれの方も、幅広い知識及び経験を有しており、春日部市の教育を熟知されている方でございます。

なお、任期は、令和3年4月1日から、令和4年3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第8号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第9号 教育財産の用途廃止についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第9号、教育財産の用途廃止について、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年3月に閉校した春日部市立宝珠花小学校の土地及び建物について、令和3年2月に跡地活用について定めた旧宝珠花小学校跡地活用基本計画が策定され、大夙をはじめとする郷土の歴史や文化を紹介する場、地域住民の交流の場とすることとなったことに伴い、令和3年3月31日をもって教育財産の用途を廃止し、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき春日部市長に引継ぎを行うため、提案するものでございます。

用途廃止となる財産の詳細につきましては、議案書5ページの春日部市立宝珠花小学校土地及び建物明細書に記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第9号、教育財産の用途廃止について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第10号 春日部市教育委員会会議規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第10号、春日部市教育委員会会議規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

提案理由でございますが、これまで行政手続等において求めてきた押印について、現在、デジタル化政策の一環として、政府が広く廃止を推進しております。その方針を踏まえ、春日部市教育委員会におきましても、請願または陳情をしようとする者に対し、提出時に求めている署名押印を、署名又は記名押印と改めるため、春日部市教育委員会会議規則を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

第12条第2項におきまして、請願等をしようとする者の手続きとして、氏名の記載と押印の両方が必要となっているものを、署名又は記名押印と改めるものでございます。

また、第3項を追加し、請願等をする者が団体の場合について、規定の整備を行っております。

なお、附則につきましては、施行期日を、公布の日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

議会で請願、陳情等がありますが、市長部局においても同様に、押印を省略する規則等は制定されていますか。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

市長部局と足並みを揃えて進めている状況でございます。

鎌田教育長

はい。ありがとうございました。
他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。
議案第10号、春日部市教育委員会会議規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案どおり可決と決しました。
次に、議案第11号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。
篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第11号、春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会事務局の組織変更に伴い、春日部市教育委員会事務局組織規則を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

最初に、第2条につきまして、社会教育部スポーツ推進課に、新たにスポーツ施設担当を追加するものでございます。

次に、第4条につきまして、文化財保護課及びスポーツ推進課の事務分掌について改正を行います。文化財保護課は、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定及び春日部市文化財保護審議会条例の改正に伴うもの、スポーツ推進課は、新たにスポーツ施設担当を追加したことに伴い、事務分掌の見直しを行うものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、令和3年4月1日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第11号、春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第12号 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第12号、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定及び春日部市文化財保護審議会条例の改正並びに学校運営協議会の設置に伴い、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。

第2条、委任事項の第8号において、改正部分が3点ございます。

1点目は、いじめ問題対策調査委員会委員の後に学校運営協議会委員を追加するものです。2点目は、スポーツ推進委員の後の文化財保護審議委員及び市史編さん委員を、文化財保護審議会委員、文化財保存活用地域計画協議会委員及び市史編さん委員会委員と改めるもので、3点目は、委嘱を委嘱し、又は任命と改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、令和3年4月1日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第12号 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第13号 春日部市教育委員会表彰規則及び春日部市就学支援委員会規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第13号、春日部市教育委員会表彰規則及び春日部市就学支援委員会規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会規則における用字用語の見直しに伴い、庶務の規定を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして説明申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

第1条の春日部市教育委員会表彰規則及び第2条の春日部市就学支援委員会規則につきまして、部名の前に教育委員会事務局を付するもので、学校教育部を教育委員会事務局学校教育部にそれぞれ改めるものです。

この改正は、前回の2月定例教育委員会でご審議いただいた、春日部市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の中で、同様な改正を行い、この条例が先週、議会で議決されたことから、教育委員会所管の関係規則や訓令につきましても、字句の統一性、整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則でございますが、この規則の施行期日を令和3年4月1日とするものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第13号 春日部市教育委員会表彰規則及び春日部市就学支援委員会規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第14号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第14号、春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

提案理由でございますが、現在、規則で規定している龍Q館と旧宝珠花小学校につきまして、龍Q館は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長と、首都圏外郭放水路施設の管理に関する覚書が締結されたこと、また、旧宝珠花小学校は、先ほどの議案第9号での説明のとおり、旧宝珠花小学校跡地活用基本計画の策定に伴い、教育財産の用途を廃止し、普通財産として市長部局に引継ぐことから、春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

最初に、第2条第2号の龍Q館でございますが、締結した覚書において、龍Q館の使用可能範囲から、2階会議室及び車庫等トイレを除くものとし、会議室及びギャラリーの貸し出しを中止したことにより、条文中、龍Q館の使用とあるのを龍Q館の管理と改めるものでございます。

次に、第2条第3号の旧宝珠花小学校でございますが、教育財産の用途廃止により、所管が教育委員会から市長部局に移ることから、条文を削除するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、令和3年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第14号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第15号 春日部市教育委員会公印規程の一部改正についてを議題とし、説

明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第15号、春日部市教育委員会公印規程の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定及び春日部市文化財保護審議会条例の改正に伴い、文化財保護審議会運営事業及び市史編さん事業に関連して定める公印を廃止するため、春日部市教育委員会公印規程を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

第2条別表、春日部市文化財保護審議会会長之印及び春日部市史編さん委員会委員長之印を廃止するため、削除するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、令和3年4月1日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第15号 春日部市教育委員会公印規程の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

舘野課長、お願いします。

舘野学務指導担当次長(兼)指導課長

議案第16号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱について、説明申し上げます。

議案書19ページをご覧ください。

このたび、学校歯科医に欠員が生じたことに伴い、春日部市立小学校・中学校及び義務

教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する条例第1条の規定に基づき、新たに委嘱したく提案するものでございます。

新たに委嘱する候補者については、議案書20ページにお示ししたとおり、学校歯科医3名でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第17号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員提案制度実施規程及び春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員安全衛生管理規程の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

議案第17号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員提案制度実施規程及び春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員安全衛生管理規程の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書21ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会訓令における用字用語の見直しに伴い、提案の手続きの規定等を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして説明申し上げます。

議案書22ページをご覧ください。

第1条及び第2条の改正につきましては、先ほど説明いたしました議案第13号と同様で、教育委員会所管の訓令につきましても、字句の統一性、整合性を図るため、部名や課名の前に教育委員会事務局を付するもので、改正前の学校教育部指導課又は指導課とそれぞれ規定されている部分を、教育委員会事務局学校教育部指導課に改めるものです。

なお、附則でございますが、この訓令の施行期日を令和3年4月1日とするものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第17号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員提案制度実施規程及び春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員安全衛生管理規程の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第18号 春日部市社会教育委員会議規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長

議案第18号、春日部市社会教育委員会議規則の一部改正について、提案理由及びその主要内容について説明申し上げます。

議案書23ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市社会教育委員会議の運用の見直し等に伴い、付議事項の規定等を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして説明申し上げます。

議案書24ページをご覧ください。

第4条及び第5条の改正につきましては、これまでの社会教育委員会議の実態を踏まえ、急な付議事項への対応や、委員長及び副委員長が欠けた場合の残任期間を明確する規定を新たに設けたものです。

また、第8条の改正につきましては、先ほど説明いたしました議案第13号及び議案第17号と同様に、部及び課名の前に教育委員会事務局を付するもので、社会教育部社会教育課を教育委員会事務局社会教育部社会教育課に改めるものです。

なお、附則でございますが、この規則の施行期日を令和3年4月1日とするものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第18号 春日部市社会教育委員会議規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第19号 春日部市教育委員会職員の人事異動についてを議題としますが、本案は職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開議案の審議》

議案第19号 春日部市教育委員会職員の人事異動について

鎌田教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第2号 春日部市いじめ問題対策連絡協議会規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

館野課長、お願いします。

館野学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第2号、春日部市いじめ問題対策連絡協議会規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書26ページをご覧ください。

本規則の一部改正につきましては、先ほど説明いたしました議案第13号、第17号及び第18号と同様に、市長部局所管の規則につきましても、字句の統一性、整合性を図るため、用字用語の見直しを行うとともに、事務の実状に合わせ、いじめ問題対策連絡協議会の庶務、事務局になりますが、指導課に一本化するものです。

改正内容につきましては、部名の前に教育委員会事務局を付し、社会教育部社会教育課を削るもので、改正前の学校教育部指導課及び社会教育部社会教育課を教育委員会事務局学校教育部指導課に改めるものです。

なお、本規則につきましては、令和3年3月19日に公布手続きを完了し、令和3年4

月 1 日から施行するものです。

報告第 2 号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第 3 号 春日部市立中学校等部活動指導員要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

舘野課長、お願いします。

舘野学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第 3 号、春日部市立中学校等部活動指導員要綱の制定について、説明申し上げます。

議案書 28 ページをご覧ください。

本要綱につきましては、令和 2 年 3 月 12 日に制定した要綱、以下旧要綱と述べますが、旧要綱についての見直しを行い、新たな要綱を制定するものでございます。

見直しの内容でございますが、第 3 条の 2 項に定める任用期間についてでございます。任用期間について、旧要綱では、任用した日から任用した日の属する 2 月の末日までとすると定めておりましたが、今回、新たに、任用した日から任用した日の属する年度の末日までとしたものでございます。2 月の末日までを年度の末日までとしたものでございます。つまり、3 月についても、任用期間としたこととなります。

その他の条文等につきましては、変更等はございません。

なお、本要綱につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとなっております。報告第 3 号については、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第 4 号 令和 2 年度活躍する春日部の子供たちについてを議題とし、説明を求めます。

舘野課長、お願いします。

舘野学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第 4 号、令和 2 年度活躍する春日部の子供たちについて、説明申し上げます。

議案書 32 ページをご覧ください。

33ページ、34ページにお示しの資料は、令和2年4月1日から令和3年2月18日までに、文化面、運動面で、全国レベルの大会に出場した春日部市の小学生、中学生について、一覧にまとめたものでございます。

今年度は、新型コロナウイルスが学校教育にも大きな影響を及ぼしましたが、そのような状況下においても、多くの分野で果敢にチャレンジし、立派な成績を収めた春日部市の子供たちが多くおりましたことをお伝えさせていただきます。

報告第4号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第5号 令和2年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価についてを議題としますが、報告第5号及び第6号については、教職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開の報告》

報告第5号 令和2年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について

報告第6号 令和3年度当初教職員の人事異動について

鎌田教育長

それでは、会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、報告第7号 春日部市美術展覧会開催事業実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長

報告第7号、春日部市美術展覧会開催事業実施要綱の制定について報告いたします。

議案書38ページをご覧ください。

本要綱は、春日部市美術展覧会の開催に関し必要な事項を定めるものですが、実行委員会委員及び審査員への謝礼の支払い根拠を明確にするため、これまでの要綱を廃止し、新たに春日部市美術展覧会開催事業実施要綱を制定したものです。

次に、議案書39ページをご覧ください。

主な改正内容でございますが、これまで謝礼に関する規定がなかったことから、新たに第5条に謝礼の規定を加え、第5条から第8条をそれぞれ第6条から第9条に繰り下げた

ものです。

なお、本要綱は、令和3年3月2日に制定し、令和3年4月1日から施行することとなっております。

報告第7号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

金森教育長職務代理者

謝礼の額ですが、こちらの額に変更は無いのでしょうか。

鎌田教育長

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長
額の変更はございません。

金森教育長職務代理者

毎年、この額をいただいていたということでしょうか。

鎌田教育長

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長
額の変更が無い限り、こちらの方を謝礼として支払させていただいております。

金森教育長職務代理者

ありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第8号 放課後子ども総合プラン春日部市行動計画報告書（平成28年度～令和元年度）についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長
報告第8号、放課後子ども総合プラン春日部市行動計画報告書（平成28年度～令和元年度）について報告いたします。

議案書41ページをご覧ください。

本報告書は、平成28年3月に策定した放課後子ども総合プラン春日部市行動計画に基

づき推進してきた、放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業整備及び運営における、これまでの取組について、報告するものです。

別冊、放課後子ども総合プラン春日部市行動計画報告書の6ページをご覧ください。

本計画における7項目の取組について、項目ごとの検証や評価につきましては7ページから14ページに記載してございます。

令和2年度以降は、令和2年3月に策定した新、放課後子ども総合プランを包含した第2期春日部子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、引き続き、地域の方や学校、保護者等の協力をいただきながら、地域の特性や実情に応じた教室運営に取り組んでまいります。

報告第8号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第9号 春日部市市史編集委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第9号、春日部市市史編集委員要綱の制定について、報告申し上げます。

議案書42ページをご覧ください。

本要綱につきましては、3月市議会定例会で可決いただきました、春日部市市史編さん委員会条例の一部改正に伴いまして、令和2年3月30日に制定しました旧要綱を廃止し新たに春日部市市史編集委員要綱を制定したものでございます。

議案書43ページをご覧ください。

主な改正内容でございますが、題名及び字句の整理を行ったものでございます。

題名および第1条では、旧要綱の春日部市史編集委員を、春日部市例規整備統一基準に則り、春日部市市史編集委員に改めております。

次に、第3条では、委嘱を選任に改めております。

議案書44ページをご覧ください。

第8条では、新たに教育委員会事務局を加え、教育委員会の他要綱との統一を図ったものでございます。

附則につきましては、第1項で、施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

第3項で、編集委員の選任について経過措置を定めるものでございます。

報告第9号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第10号 春日部市文化財保存活用地域計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第10号、春日部市文化財保存活用地域計画の策定について、報告申し上げます。

議案書45ページをご覧ください。

はじめに、本計画についてでございますが、文化財保護法第183条の3の規定に基づき策定する法定計画で、市域に所在する多種多様な文化遺産を、指定、未指定にかかわらず、広く保存と活用を進めるための計画でございます。また、本市の文化財保護行政に関するマスタープランであるとともに、10年程度の計画期間の中での具体的な取組み等を示すアクションプランともなるものでございます。

続きまして、議案書46ページでは、取組みのイメージを図でお示いたしますが、これまでの文化財保護のあり方は、重要な文化財を指定するという法令手続きにより、個別に保護することを第一義としていました。本計画では、指定、未指定にかかわらず、関連する複数の文化財を群として捉えることにより、地域の文化財を総合的に保存活用していくという考え方に転換しております。

次に、策定の効果でございますが、1点目として、計画的に施策を実施することにより文化財を健全に保存することができることが挙げられます。

2点目として、個々の文化財を1つのストーリーでつなぎ、関連文化財群としてパッケージ化し、市独自の魅力としてアピールできますので、観光やまちづくりの分野での活用が見込まれるものでございます。

効果の3点目は、施策の実施にあたりましては、行政や関係者のみならず、市民との協働により計画を推進することにより、地域社会総がかりによる充実した文化財の保存も期待されるところでございます。

そして、4点目として、策定した計画が文化庁の認定を受けますと、文化財関係国庫補助金の補助率の加算等も見込まれるといった財政的な効果もございます。

次に、議案書47ページをご覧ください。

計画の策定体制でございますが、総合振興計画や関連行政計画等との整合性を図るため庁内検討委員会を立ち上げるとともに、文化庁や埼玉県教育委員会の指導の下、様々な分野の学識者や関係者から構成される協議会での協議や連絡調整を行い、あわせてワークショップやパブリックコメントなど多様な機会をとおして、市民からの意見聴取を実施してまいります。なお、教育委員の皆さまからも御指導をいただきたく、よろしく願いいたします。

最後に、策定のスケジュールでございますが、令和3、4年度の2か年で計画案を作成し、3か年目の令和5年度上半期に文化庁の認定に向けた申請を予定しております。

報告第10号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第11号 令和3年3月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

報告第11号、令和3年3月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書49ページをご覧ください。

会期は、2月19日から3月19日までの29日間でした。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、7件であり、議案第2号、4号、7号、8号、11号及び18号の6件は、いずれも原案のとおり可決されました。

また、議案第27号は、鎌田教育長の任期満了に伴い、春日部市教育委員会教育長として引き続き任命することについて、同意されたものでございます。

次に、一般質問では、27人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、6人の議員から質問がございました。

質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

宗広学校教育部長

4月定例会につきましては、4月22日、木曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階視聴覚ホールでの開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。